

在留邦人のための「安全の手引き」

2019年2月改訂

在ドミニカ共和国日本国大使館

目次

I	はじめに	
II	防犯の手引き	
1.	防犯の基本的な心構え	3
	(1) 安全対策の基本	
	(2) 確かな情報の収集	
	(3) 在留届の提出	
2.	最近の犯罪発生状況	4
	(1) 傾向	
	(2) デモ・ストライキ等	
	(3) 国境付近の警戒強化	
	(4) 薬物事犯	
	(5) 外国人に対する犯罪	
	(6) 邦人の犯罪被害例	
3.	防犯のための具体的注意事項	7
	(1) 緊急事態の対応	
	(2) 犯罪多発(危険)地域	
	(3) 防犯対策	
4.	犯罪被害に遭った場合	9
5.	警察等の治安機関に逮捕された場合	10
6.	健康対策	10
	(1) 飲料水, 食糧品	
	(2) 健康管理	
	(3) 病気・怪我	
7.	交通事情と事故対策	12
	(1) 一般的留意事項	
	(2) 交通事故発生時の措置	
8.	テロ・誘拐事件	13
	(1) テロ情勢	
	(2) 誘拐事件	
III	緊急事態対処マニュアル	
1.	平素の準備と心構え	14
	(1) 緊急事態とは	
	(2) 情報収集	

(3) 携行品、非常用物資の準備	
(4) 一時避難場所及び緊急避難先の確認	
(5) 在留届の提出・たびレジの登録	
2 緊急事態に遭遇した場合	15
(1) 基本的心構え	
(2) 避難を優先	
(3) 大使館への通報	
(4) 国外退避	
3 緊急事態に備えてのチェックリスト	16
(1) 旅券（パスポート）	
(2) 現金、貴金属、預金通帳、小切手等有価証券、クレジットカード	
(3) 自動車の整備	
(4) 生活必需品	
4. 緊急連絡先等	17
IV おわりに	

はじめに

以前は、ドミニカ共和国の治安は中南米諸国の中では良いと言われてきましたが、現在は凶器（拳銃や刃物など）を使用する強盗や殺人事件が多発しており、また、麻薬に関係する犯罪や抗争事件は、首都サント・ドミンゴはもとより各地方都市においても発生しています。

この様な情勢の中、当国政府は犯罪の増加に対処するため2014年から首都などの主要地域に緊急通報システム（911番ダイヤル）を導入したり（順次地方にも拡大）、軍をパトロールに導入しているほか、拳銃所持等に関する法律を改正するなどして治安対策に努めています。

一方、国民及びマスコミは最近の凶悪事件の発生件数及びその内容等から治安の悪化を肌で感じ取り、政府に対して対処措置を要求するとともに、自己防衛策を進めております。

また、国家警察も犯罪取締りに対する市民の協力を強く要請するとともに警察組織の改革などを進めております。

当地で生活するためにはこの様な社会環境をよく把握した上で犯罪から身を守るため色々な面において「日本ではない」「犯罪の多い国」ということを再認識するとともに、その防犯対策として「自分の身は自分で守る」という緊張感と防犯意識を常に維持して頂きたいと思っております。

本マニュアルは、その一助になるべく作成したのですが、常日頃から安全について自分なりに工夫することによってより楽しい海外生活ができるように心がけて頂きたいと思っております。

2019年2月1日
在ドミニカ共和国日本国大使館

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 安全対策の基本

報道されている事件や事故は自分には無関係であると考えがちです。このような認識をまず改め、海外においてはいつ自分が犯罪の被害者になってもおかしくないと肝に銘じて頂くことをお願いします。従って職場、住居、通勤、通学途上のすべてが安全対策の対象となりますので、少なくとも一般的に危険といわれている場所（貧困地域、落書きや盗電の多い場所、ゴミが多く放置されている場所、外国人が利用しない商店街・市場等）については極力立ち入らないように努めて下さい。

(2) 確かな情報の収集

治安情勢等が悪化し危機が迫った場合等において、危険なことはデマに惑わされることです。これは戦争やクーデター等に限ったことではなく、地震やハリケーン等の自然災害においても同じ事です。また、日常生活をする上でもデマを盲信したために危険な状態に陥ることもあります。各種危険を回避し早急に有効な対策を講じるためにも確かな情報を収集することが必要です。様々な情報が流れている状況下にあっては、どれが確実な情報なのか判断できませんので鵜呑みにすることなく必ず確認することが大切です。ある種の不安を伴う情報に接した時には、その都度日本大使館に確認するようにして下さい。

(3) 在留届の提出

当地に3ヶ月以上在留される方は在留届を日本大使館に提出することが旅券法第116条で定められています。これは外国に在留する日本人が最初に果たさなければならない義務の一つですから忘れずに提出して下さい。

また、緊急時には安否確認の連絡をするための重要なデータともなりますので、できるだけ早期に届け出をするようにして下さい。

届け出をされた方で連絡先等が変更になった場合は速やかに大使館に連絡するとともに、帰国（一時的な旅行を除く）の際には必ず帰国届を提出して下さい。

なお、在留届については、インターネット上から登録することもできます。外務省又は当館ホームページ上のバナー（ORRnet）をクリックし、手続きを行って下さい。

2. 最近の犯罪発生状況

(1) 傾向

当国における治安悪化の一因は国民の多数を占めるといふ貧困層の問題であり、一部の富裕層の好況とは裏腹に低所得者層の生活は一向に改善されず、その格差はさらに拡大しています。

また、当国では許可を得ることにより一般市民でも銃器を所持することが可能であるほ

か、多くの違法銃が巷に出回っていることから、米国と同様に銃社会となっています。

これらの状況は当然金品目当ての犯罪を誘発することになり、低所得者層が集団化して強盗等の犯罪を重ねている等、治安悪化の要因となっています。

以前から発生していた犯罪（拳銃や刃物といった凶器を使用した強盗、自動車盗、自動車の部品盗、空き巣、乗り合いバス・タクシー車内などでのスリ等）のほか、最近はカード犯罪や詐欺等の身近な事件も発生しています。

（２）デモ・ストライキ等

当国では、停電や物価高騰、道路等整備問題、さらには治安当局の過剰な拳銃使用など、あらゆる問題に端を発し、デモやストライキが発生しています。このような行為の一部は事前告知なしに突発的に発生するものもあります。態様としては、道路を封鎖しタイヤやゴミを燃やすことのほか、治安部隊への投石、や火炎ビンを使用することもあります。これまで外国人を狙うといった事件は発生していませんが、警察力の弱い地方都市ではデモ・ストライキの沈静化に時間がかかり、群集心理も作用して思わぬ大きな事件事故に発展する可能性があります。また、デモ隊の鎮圧のために治安部隊が銃を発砲したり催涙弾を使用することもあり、デモ隊のみならず付近住民等第三者が流れ弾によって死傷する事案も発生しています。新聞やニュース等で、デモがいつ・どこで行われるのか事前の情報収集に努めて下さい。

（３）国境付近の警戒強化

現在当国治安当局は隣国ハイチからの密入国者の監視を強化しており、国境付近のハイチに通じる主要道路では常時数力所での検問が行われていますが、ハイチ人による不法入国は後を絶ちません。乗合いバスに対しても乗客を降ろして身元確認を実施しており、2004年1月には国境付近で日本人旅行者が密入国中国人と疑われて身柄を拘束される事案が発生しています。更に2011年には旅行者が陸軍に一時拘束される事案も発生しています。

（４）薬物事犯

当国は南米から米国・欧州への麻薬密輸ルートの一大中継地といわれており、麻薬取締りは非常に厳しく、少量でも所持していると禁固刑や罰金刑又は国外追放等の重刑を科せられます。ちなみに当国の薬物取締りに関する法廷最高刑を見ますと、麻薬の営利目的所持で禁固30年及び罰金100万ペソ、単純所持で禁固2年及び罰金2,500ペソとなっています。

空港税関においては風邪薬等でも多量に持ち込む場合などは麻薬との疑いをかけられることもありますので、これら薬品の持ち込みには注意が必要です。

(5) 外国人に対する犯罪

当国は観光立国であることから市内観光名所、ショッピングセンター等には必ず警察官や警備員が配置されていますが、「すり」や「置き引き」、「ひったくり」といった犯罪はどこでも発生しますので油断することのないように注意して下さい。

一方で外国人が被害となった殺人事件や誘拐事件も過去に発生しています。

日本人に対する窃盗や、中には拳銃を用いた強盗被害も発生していますので注意して下さい。万一、強盗等の被害に遭った場合は、決して抵抗したり追跡したりすることなく、持っている物を素直に差し出してください。

(6) 邦人の犯罪被害例

(ア) 2018年

◎ 強盗事件

発生はありません。

◎ 窃盗事件

- ・ 昼休み時間帯、首都圏の主要幹線道路交差点において信号待ち（歩行者）をしていたところ、バイクが近づいてきて肩から提げていたバッグをひったくられた。
- ・ 深夜～明け方にかけて、マンション中層階に居住する邦人宅の無施錠の窓から何者かが侵入し、携帯電話やカメラを窃まれた。
- ・ リゾートホテル客室の清掃中、無施錠のスーツケースから現金を盗まれた。
- ・ 首都圏の大型スーパー駐車場に停めていた車の鍵を壊され、中に置いておいたバッグを盗まれた。

(イ) 2017年

◎ 強盗事件

- ・ 夕方、自宅近くを歩いていたところ、バイクに乗った犯人に口を押さえつけられ、携帯電話等を強奪された。
- ・ 夕方、自宅近くを歩いていたところ、バイクに乗った犯人に、拳銃等の武器の存在を示された上で、携帯電話等の貴重品を強奪された。

◎ 窃盗事件

- ・ 深夜、日本人が経営する小型飲食店に泥棒が入り、売上金等を盗まれた。
- ・ 地方都市にて、ホームステイ先の自室に何者かが侵入し、机の引き出し等にしまっていた現金等を盗まれた。
- ・ 昼間、車や人通りの多い、所謂市場の近くを女性数名で歩いていたところ、その内の1名が肩から提げていたカバンを後ろから走ってきた男にひったくられた。

(ウ) 2016年

◎ 強盗事件

- ・ 夜間、車や人通りの多い、所謂市場の近くを男性2名で歩いていたところ、いきなり後ろからタックルされて倒され、男数名に押さえつけられてポケットの中身やカバン

を奪われた。

◎ 窃盗事件

- ・大型スーパーで知らない女性数名に声を掛けられ、会話に夢中になっていたところ、カートに掛けておいたカバンを盗まれた。
- ・深夜、マクドナルド駐車場において、車の後部座席に置いておいたパスポート、現金30万円等在中のカバンを盗まれた。

(エ) 2015年

◎ 強盗事件

- ・カーニバルを観覧していたところ、20名程度の犯人グループに囲まれ、髪の毛を掴まれるなどの集団暴行を受け、携帯電話などを奪い取られた。
- ・路上を歩いていたところ、近づいてきたワゴン車に乗ったグループに声をかけられたので、車に近づいたところ、そのまま車内に引きずり込まれ、手足などを押さえつけられて現金やパソコンなどの貴重品を奪い取られた後、別の場所で車外に解放された。

◎ 窃盗事件

- ・徒歩にて移動中、後方からバイクに乗って近づいてきた犯人から肩掛けバッグをひったくられそうになった。犯人達は失敗したが、目の前にいた別の外国人女性からひったくり、その女性は負傷した。
- ・コンドミニウム形式のホテルの部屋で就寝中、何者かが室内に侵入し、現金やクレジットカード等を盗まれた。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 緊急事態の対応

自然災害やクーデター等の緊急事態に際しては冷静沈着に行動することが何よりも大切です。このためには事前の準備、即ち各人の日頃の心構えが重要です。

いざという時に何をしていたのか判らなければパニックに陥ることになります。したがって当地で生活される方は常に「何かが起こった時にはどうするのか。」という事を自分自身で考えておくようにして下さい。

また、緊急の避難に備え自宅から一時避難場所(大使館等)までの比較的安全なルートを検討する等日頃から色々な道路をよく覚えておくようにして下さい。

更に有事の際には外出禁止令が発令される場合も考えられますので、当国政府、治安機関等の発表等には特に注意して下さい。

次に列挙したものは対応の一例ですが、あくまで例に過ぎませんので状況に応じて自ら考えるようにして下さい。

- 情報の入手、事態の把握(TV・ラジオの報道及び大使館・警察等に対する照会)
- 近隣者、会社、同僚等との連絡
- 本邦の親族、会社、友人等に対する連絡

- 非常用物資の準備(水, 食料品, 医薬品等)
- 退避手段の確保(パスポート, 現金, クレジットカード等)
- 所在の明確化(旅行や出張先を身近な人に知らせておく)

(2) 犯罪多発(危険)地域

サント・ドミンゴ首都圏の東部及び北部オサマ川沿い, グアレイ, グアチュピタ, カポティージョ, ロス・グアンドゥーレス・ビジャファナ, クリストレイ, ロスプラドス地区等で凶悪犯罪が多発しています。

北サント・ドミンゴ市では, ビジャメジャ・サバナペルディダ地区で多くの強盗等の凶悪犯罪が発生しています。

東サント・ドミンゴ市, 西サント・ドミンゴ市では全域に渡り被害が多く発生しております。

サント・ドミンゴ首都圏の西側に位置するロス・アルカリソス市では, 拳銃を奪うために警察官等が殺される凶悪犯罪が発生する等, 治安は非常に良くありません。

また, 首都圏から最も近いビーチのあるボカチカ市でも強盗事件などは発生しています。

更に, 同国第二の都市サンティアゴ市を中心とした地区では, 近年, 治安が悪化しており, 強盗事件等の凶悪事件が多く発生しています。

その他の地方都市においても, 拳銃を使った強盗事件などが発生しているほか, 海水浴客等に対する詐欺事案(レストランを案内し, 高額請求をするもの)等も発生していますので注意が必要です。

(3) 防犯対策

(ア) 強盗, 窃盗等(屋外)

- パスポートは, 他の物とは別にして携行するなど, 取扱いに十分に注意する。
- 人前で財布を開いたり, 現金を見せたりしない。
- 携帯電話(スマートフォン)は狙われやすいので路上で使用しない。
- 目立つ装身具は身につけない。
- 車両から離れる際は, 車内に物を放置しない。
- 夜間の高速道路の使用は極力控える。
- 銀行やキャッシュディスペンサーを利用した後は, 周囲に注意する。
- 単独行動, 暗い道, 人通りの少ない場所, 落書きの多い場所, ゴミが多く放置されている場所, 工事現場等は避ける。
- 乗合タクシー・バス(通称グアグア)車内ではスリや強盗事件の危険があり, 日本人は外見から外国人であるとわかりやすく, かつ多額の現金を持っていると思われやすいので注意が必要(無線タクシーやUBERなどの利用を推奨)。代替の交通機関がなくやむを得ず利用する場合は, ①前席に運転手と同乗者に挟まれた形で乗らない,

- ②女性が乗っている車両を選ぶ, ③夜間は利用しない等に注意する。
- 夜間, 暗くなってからの徒歩での移動は控える。
- 12月から年始にかけての時期や復活祭(セマナサンタ: 4月初め)の時期は, 犯罪が増加するので, 特に注意する。
- 前述した犯罪多発地域には, 昼夜を問わず, 徒歩はもちろん, 車であっても立ち入らない。
- 駐車場や路上で車両から降りるときは周りを十分確認する。
- 2人乗りのバイクには細心の注意を払う(犯罪の8割にバイクが使用されている)。

(イ) 強盗, 窃盗等(屋内)

- 住居, 事務所を選択する場合は外部からの侵入が容易な低層階(3階以下)は避ける。
- 高層階でも, 足場等を利用して無施錠の窓から侵入する事案も発生しているので, 就寝時, 窓等を確実に施錠する。
- 建物の入り口は施錠を二重, 三重にするほか, 玄関にはドアスコープを取り付ける。
- 長期間留守にする場合は適時見回り等を依頼しておく。管理人等に長期不在の旨を伝えるべきか否かは状況により判断する。
- 来客はドアスコープ等で確実に確認する。
- 日用品, 食料の配達は1階受付で行うようにし, 部屋の前まで上げない。
- 自宅には大金や宝石等をできるだけ置かない。
- 帰宅時は一呼吸おいて自宅内の様子を確認する。
- 万が一強盗に遭遇した場合は絶対に抵抗しない。
- 警備員が常駐, オートロックだからと言って安心しない。

(ウ) ストライキ・抗議活動

- 日常から警戒を怠らない(道路上にタイヤの燃えかす, 投石の跡等がある場合は注意)
- 抗議活動が行われる場所や道路封鎖に関する最新情報を入手するためメディアの報道に注意する。
- 興味本位で参加したり近づいたりしない。
- 万一, 遭遇したり巻き込まれた際には, 現場離脱を第一に考える。
- 離脱が困難な場合は, 安全を確保できる場所を探して隠れる。

(エ) その他

- 知らない人からチラシ等を渡された場合, 薬などが付着しており(気を失う), 金品を奪われたり性犯罪等に巻き込まれる可能性もあるので注意する。
- 国境を通る陸路でのハイチへの渡航は治安上の問題があり, 当国による密入国取締

りが強化されていることから、必要のない国境付近への旅行等は控える。

もし、治安機関に身柄を拘束されそうになった場合は、抵抗することなく、身分証明等により日本人であることを説明し、それでも身柄を拘束された場合は、日本大使館への通報を要求する。

- ドミニカ共和国から出国する際、一方の親のみで子どもを連れていくためには、もう一方の親から出国することを認める書類が必要になる場合があり（原則として短期滞在者は対象外）、その場合、同書類がなければ子どもを出国させることはできないので注意が必要。

4. 犯罪被害に遭った場合

とにかく落ち着いて深呼吸することです。犯罪の態様にもよりますが強盗のように相手がいる場合は無謀な抵抗は避け、可能な範囲で犯人の人相、服装、使用車両ナンバー等の記憶に努めて下さい。また、犯人の中には、気持ちを落ち着けるために、飲酒したり、違法薬物の摂取をしている者もいるので、まずは落ち着いて行動するよう努めてください。犯人の要求に応じて財布等をポケットから取り出す場合に、拳銃を取り出していると勘違いされないよう、ゆっくりとした動作で相手を刺激しないようにすることなどは、その一例です。

また、財布に身分証明書等の貴重品を入れていると、財布を犯人へ差し出す際に躊躇してしまうことがありますので、身分証明書等は別に携帯する事をお勧めします。

被害に遭った場合は、その場所を管轄する警察署に届け出ることが必要です。（必要に応じて保険請求等のための被害証明書を交付して貰う。）

大使館へも通報（被害の状況等）して下さい。

5. 警察等の治安機関に逮捕された場合

当国では警察だけでなく軍隊も治安維持に当たると共に逮捕権を持っています。

万が一、事件等で逮捕されたり、身柄を拘束された場合には当該官憲に対し、日本大使館に通報するように要請する権利があります（領事関係に関するウィーン条約に基づく領事通報）。

その場合大使館では次の様な援護を行う事ができます。

- 被疑事実の確認
- 本人との面会、被逮捕者の正当な権利の確認
- 被逮捕者の家族、関係者等への連絡
- 弁護士の斡旋、保釈金の伝達
- 裁判、刑の執行等の伝達

取り調べ等において調書その他司法書類等に署名する場合は、通訳を依頼する等して内容を十分確認してからにして下さい。

6. 健康対策

(1) 飲料水, 食料品

当地の水道水は飲料水としては不適ですので、スーパーマーケット等でボトル入り飲料水を購入してください。

食料品の品数は豊富ですが品質管理が悪く、生又は半生で食べるのは控えるのが賢明です。大きなスーパーマーケット等でも賞味期限が切れたものやカビが生えた食材が陳列されていることがあるのでよく注意して下さい。

(2) 健康管理

ア 日本とは気候、生活様式、職場環境等が異なり何かとストレスが溜まりやすい状況にありますので、健康管理には十分注意して下さい。

イ ジカウイルス感染症の発生状況

2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域を中心に、ジカウイルス感染症の発生が報告されており、当国でも感染例が5,000件以上報告されたほか、同ウイルスに起因した小頭症新生児の出生も報告されています。2016年11月18日、WHOは緊急事態の終了を宣言しましたが、発生の可能性がなくなった訳ではないことから、特に妊娠中の方は感染予防に努めるなど引き続き注意して下さい。

ウ その他の蚊媒介感染症（デング熱）への注意

ジカウイルス感染症と同様に、蚊を媒介とした感染症であるデング熱やマラリアにも注意が必要です。デング熱は、当国において年間平均1万件発生しています。重症化すると皮下出血や肝腫大等を引き起こし、デング出血熱又はデングショック症候群と呼ばれる重篤な病態を示し、死に至る場合があります。流行地域へ渡航・滞在される方は予防対策をとってください。

a 感染経路

蚊が媒介する感染症は、ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。蚊を媒介として、ヒト→蚊→ヒトと感染していきます。また稀なケースとして、輸血や性交渉による感染の可能性も指摘されています。

b 予防

蚊に刺されないようにすることが一番重要です。発生地域に旅行される方は、次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を塗布します。昆虫忌避剤は、ディート（DEET）やピカリジン（Picardin）等の有効成分を含むものを、商品毎の用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用してください。一般的に、有効成分の濃度が高

いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われていています。日本製のものは濃度が低く、当国で購入したもののほうが効果は高いです。

●室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用しましょう。

●規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつけてください。

●軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、専門医師の診察を受けてください。ジカウイルス感染症の8割は症状が出ない不顕性感染だといわれており、症状が出た場合も、デング熱よりも軽いです。

●蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外に放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとってください。

エ また常夏の国ではあるものの11月から3月は昼夜の温度差が大きいので風邪等にも十分注意して下さい。

(3) 病気・怪我

首都サントドミンゴでは、医療施設の整っている病院(私立病院)は多数ありますが、地方ではサンティアゴを除いてそれ程整備されていませんので、病気、怪我の程度によっては首都で治療を受ける必要があります。

日頃から行きつけの病院・ホームドクター等を自分で確保しておくことも必要かと思われます。

7. 交通事情と事故対策

(1) 一般的留意事項

ドミニカ共和国は世界で1, 2を争うほど交通事故による死亡者の割合が高いこともあり、日本では考えられないような運転をするドライバーを頻繁に見かけます(信号無視、逆走、無理な割り込み等)。また、首都圏の幹線道路以外は道路事情が悪い上に横断歩道もほとんどない車優先社会となっています。

加えて信号等の不備、故障の多発、その他交通マナーが極めて悪いことから、都市部においては慢性的な渋滞が起っています。

制限速度は市内で35km, 市外で60km, 高速道路は100km(いずれも標識がある場合は標識に従う)となっていますが、これに従わず高速で走行する車や、交通ルールを無視して走行するオートバイなどが非常に多くなっています。この様な現地の交通事情を考慮して次の様な注意が必要です。

(ア) 歩行者

○ 当国では歩行者優先といった概念がなく、また横断歩道もほとんどないので(あっても誰も意識していない)、道路の横断には極力注意を払うことが必要。

○ 自分の目で車両の走行を確認することは、事故を避けるだけでなく、ひったくり

等の犯罪被害も避けることにも繋がるため、できるだけ進行方向左側（当地の車両は右側通行）の歩道等を歩くようにする。

（イ）車両

- 運転免許証は必ず携行する。
- 車両を保有する際には必ず保険に加入し、常に保険カードを携行する。
- 右側通行等交通ルールを熟知する。
- 必ずシートベルトを着装する（未着装は違反です）。
- 運転中は携帯電話を使用しない（携帯電話を使用しながらの運転は違反です）。
- 車両の点検は定期的に行う。
- 地方は悪路が多くハンドルを取られるので注意する。
- サント・ドミンゴ市内の道路であっても、蓋のないマンホールや大きな穴が開いたところがあるので注意する。
- 学校、警察、軍施設、各村の入り口付近には減速用の凹凸が設けられているのでスピードの出しすぎに注意する。
- 夜間の照明が不足しているためかハイビームで走行している車両や光量の極めて高いヘッドライトを装着している車両が多いので注意する。
- 夜間は特に赤信号を無視して走行する車両が多いので、交差点では十分に注意をする。
- 概して運転マナーが悪く、無理な割り込み、追い越し、急停止や一方通行の逆走は日常茶飯事であるので注意する。また、オートバイの無謀運転にも十分注意する。
- 降雨時は瞬く間に道路が冠水し走行不能になる場所もあるので、車高の低い車や、運転に馴れない人は運転を控える。
- 週末はクリスマス時期等は特に飲酒運転が多いので、夜間や早朝の走行には十分注意する。
- 高速道路でパンク等が発生した場合、無理に車両から降りるのは危険であるため、MOPC（日本のJAFのようなサービス：829-988-9700）を利用する。

（2）交通事故発生時の措置

（ア）負傷者の救護

（イ）交通警察（DIGESETT 旧 AMET）への通報

（ウ）相手方当事者、車両番号等の確認、可能であれば現場の状況等を写真撮影する。

（エ）目撃者の確保

（オ）事故の相手方と意思が通じない場合は通訳が確保できるまで謝罪等不用意な発言をしない。

（カ）単なる物損事故の場合は、当事者同士で警察に行って事故の申告をする。

（事故の当事者は警察に届出をする義務があります。また、事故の相手が申告しない場

合でも、単独で警察に届け出ることが可能です。任意保険に加入している場合は、保険会社各社の出資で設置されている事故届出センター（Centro del Automovilista 又は La Casa del Conductor：いずれもサントドミンゴ市及びサンティアゴ市に設置）でも届出が可能な場合がありますので、保険契約時によく確認をしておいて下さい。）

(キ) 車を降りることに危険を感じた場合（相手が興奮している状況等）、無理に降車する必要はなく、車内から911等に通報する。

8. テロ・誘拐事件

(1) テロ情勢

当国においては、現時点では国内外を拠点とするいわゆるテロ組織は確認されておらず、テロを行う際に利用するインフラ（活動拠点、組織、特定宗教団体等）も確認されていません。

しかしながら、当国は少なからずアラブ諸国とのつながりがあり、地理的、経済的にも米国とのつながりが深く、また、当国及び隣国ハイチを經由した米国等への密入国者支援組織が存在する等、今後テロ組織が当国をコネクションとして利用することも十分考えられます。

2015年1月にフランスのスーパー襲撃テロ事件を敢行した犯人の一部が事件前に当国に滞在していたことや、9.11米国同時多発テロの一味が事件前の最終打ち合わせを当国内で行っていたことが報じられるなど、テロリスト達が比較的容易に入国しやすい環境にあると言えます。今後テロ組織が当国で何らかの活動を行う可能性も否定できませんので、注意が必要です。

また、デモ・抗議活動等の際に爆発性のある火炎瓶を使った事件や、手製爆弾等を使った事件も過去には発生しています。

(2) 誘拐事件

これまで当地では邦人に対する誘拐事件は発生していませんが、身代金目的誘拐事件等は年間10件程度発生しています。また世界各地では、日系企業の方が誘拐あるいは殺害される事件も発生しています。

通常、誘拐の手口としてはターゲットの選定、綿密な行動調査、準備行為等が考えられ無防備な人ほど狙われやすいと言えます。従って自分がターゲットにならないように常に通勤の道を変える、単独行動はしない、車両乗車時は確実にドアをロックする、窓を閉める、車の乗降時には特に留意するなど常に注意を払う姿勢が大切です。

また、不幸にして人質等になった場合は犯人の指示に逆らうことなく慎重に対処して下さい。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

(1) 緊急事態とは

自然災害、大規模なテロ、暴動、クーデター等により、国の治安が極めて危険な状態となり、その国に滞在することで生命や身体に危険が及ぶ可能性がある場合で、国外退避の必要性がある状況を言います。

(2) 情報収集

緊急事態が発生した際には、当大使館から一斉メール等を使い、在留邦人の皆様へ情報を提供するため、在留届の提出、旅レジの登録をお願いします。また、通信手段を確保するため、携帯電話での不要な通話や通信を控えるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて必要な情報収集に努めて下さい。

※ 情報発信サイト

- 国家緊急対策センター（COE） (<http://www.coe.gob.do/>)
- ドミニカ共和国自然災害
ONAMET (<http://www.onamet.gov.do/>)
- 地震
USGS (<http://earthquake.usgs.gov/earthquakes/>)
- 津波
Pacific Tsunami Warning Center (<http://ptwc.weather.gov/>)
- ハリケーン
Nacional Hurricane Center
(<http://www.nhc.noaa.gov/gtwo.php?basin=atlc&fdays=2>)

(3) 携行品、非常用物資の準備

パスポートや必要な現金などの貴重品を直ぐに持ち出せるよう平素から準備するとともに、水、保存食品、下着類、常備薬等、生活する上で最低限必要な物資の準備も行って下さい（非常用持ち出しバックの常時備付けを推奨します）。また、大規模災害等緊急事態はいつ起こるとも限りませんので、家族や職場内での緊急連絡方法についてあらかじめ決めておいて下さい。

(4) 一時避難場所及び緊急避難先の確認

暴動等による戦闘、騒乱が発生した場合を想定し、日頃からとりあえずの避難先として、自宅及び勤務先周辺等で安全を確保できる場所を頭に入れておくことが重要です。各自の一時避難場所を検討しておいて下さい。特に、海岸に近い方は津波に備えた高台等の避難場所も検討しておいて下さい。なお、避難場所の選定にあたっては、家族がいる方の場合、

一時的な集合場所にもなるので、その点も考慮する必要があります。

(5) 在留届の提出・たびレジの登録

ア 在留届

ドミニカ共和国に3ヶ月以上滞在される邦人の方々は、在留届の提出が義務付けられております。また、記載事項に変更が生じた場合及び帰国の際には、その旨の連絡を忘れずをお願いします。なお、届け出はインターネット上からも行うことができます(ORRnet)。

イ たびレジ

たびレジとは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等を受け取ることができるシステムです。外務省ホームページから登録画面に入ることができますので、事前の登録をお願いします。

(参照：外務省HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

2 緊急事態に遭遇した場合

(1) 基本的な心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれが高い場合に、当大使館は在留邦人の皆様の保護に万全を期するため、必要な情報収集、情勢判断及び諸対策の策定を行い、皆様に情報発信します。流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれず、常に平静を保つよう心掛けて下さい。当大使館としましても、可能な限りの情報提供やサポートに徹しますが、かかる状況では、各自が責任を持って自己の安全対策に努めることが重要ですので、平素よりあらゆる事案に対応できるようシミュレーションをしておいて下さい。

(2) 避難を優先

自らの身体の安全確保を最優先して下さい。

ア 地震等自然災害

当国の建物の耐震強度は、日本ほど強度ではありません。建物内で大きな揺れを感じた場合、揺れが収まり次第、直ちに建物の外に避難し、駐車場や公園のような落下物を避けられる場所への移動をお願いします。移動に際しては、上方からの落下物、切れた電線等に注意して下さい。

イ テロ、暴動等

暴動等の現場に遭遇した場合、状況によっては暴徒と治安当局による銃撃が発生する虞もありますので、直ちに現場から離れる措置を執って下さい。万一、離脱が困難な場合は、流れ弾等を避けられる安全な場所で待機をし、治安部隊の到着を待つか、適切な時期を見計らって速やかに現場を離れて下さい。

(3) 大使館への通報

緊急事態に遭遇した場合、安全を確認した上で自ら大使館へ怪我の有無、同伴者の有無、現場の状況などを電話で連絡して下さい。

(4) 国外退避

国内の治安情勢が悪化し、各自または会社などの判断により、あるいは当大使館の指示により帰国、第三国へ待避する場合は、その旨を大使館に連絡して下さい（当大使館への連絡が困難な場合は、日本の外務省領事局等へ通報するようお願いします）。

※外務省領事局

海外邦人安全課 +81-3-5501-8160

なお、国外退避の必要性が高まった場合、大使館より避難・集合場所等（日本大使館、その他安全を確保できる場所）について連絡をしますので、速やかに対応をお願いします。ただし、状況によっては避難場所への移動自体が危険を伴うこともありますので注意して下さい。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券（パスポート）等

旅券については、常時残存期間が6ヶ月以上あることを確認しておいて下さい（残存期間が1年未満の場合は、大使館において更新可能です）。また、旅券最終頁の「所持人記載欄」は確実に記載しておいて下さい。

(2) 現金、貴金属、預金通帳、小切手等有価証券、クレジットカード

現金については、最低でも家族全員が10日間ほど生活できる程度の外貨（USドルなど）及び当面生活に必要な現地通貨を、小銭を含め用意しておいて下さい。また、航空券の購入等も考え、有効なクレジットカードを携帯することをお勧めします。

(3) 自動車の整備

車を所持している方は、「燃料は常時満タン」を心掛けて下さい。また、車内にはブースターケーブル、予備タイヤのほか、地図やラジオ、ヘルメット、懐中電灯などの避難用具を備え付けておくことをお勧めします。

(4) 生活必需品

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記(1)～(3)に加え、次の携行品を備え、持ち出せるようにしておいて下さい。

ア 衣類、着替えなど

活動しやすいもの、耐熱性・耐久性に優れたもの、長袖、長ズボン、人目を引くような華美なものは避ける、靴は動きやすく底が厚く頑丈なもの、カバンは両手を塞ぐことのないリュックタイプが好ましい。

イ 非常用食料

家族全員が10日間ほど生活できる程度のミネラルウォーター、缶詰、インスタント食品、保存食品が必要。乳児がいる場合は、粉ミルク等の準備も忘れずに。

ウ 医薬品

家庭用常備薬、絆創膏、石けん、消毒薬、包帯、生理用品等

エ ラジオ

FM放送及びNHK海外放送等の短波放送が受信できるもの
周波数や受信方法についてはNHKホームページをご参照下さい。

オ その他

懐中電灯、缶切り、ナイフ（十徳ナイフ様のものが便利）、ライター、マッチ、ろうそく、割り箸、紙製皿等

9. 緊急連絡先等

在ドミニカ共和国日本大使館	809-567-3365
JICAドミニカ共和国事務所	809-381-0005
国家警察本部	809-682-2151
110・119番	911
私立救急車(モビメット) (緊急の場合このモビメットが早い)	809-532-0000(首都圏)

・ 医療機関

セントロ・メディコ・ウセ(総合)	809-221-0171
クリニカ・アブレウ(総合)	809-688-4411
アベル・ゴンサレス(総合)	809-227-2235

・ 空港関連 (ラス・アメリカス空港)

総合案内	809-947-2297/2225 (西語のみ) 809-412-5888 (英語対応可)
アメリカンエアライン	809-549-0032
デルタ・エアライン	809-955-1500
エールフランス	809-549-0309/0311
ユナイテッド・エアライン	809-549-0737
コパ	809-549-2672

・ 主要ホテル

ハラグア	809-221-2222
クラウンプラザ サント・ドミンゴ	809-221-0000
エル・エンバハドール	809-221-2131
シェラトン	809-221-6666
バルセロ サント・ドミンゴ	809-563-5000
インターコンチネンタル	809-683-6060

・ その他

郵便局	809-534-5838
電話番号案内	1411

・ 国際電話

日本	011-81-(頭の0を除く)
米・カナダ	1-エリアコード-電話番号

IV おわりに

本手引きに記載された内容は、あくまでも基本的なものですので、自分自身で安全対策について再度ご検討下さい。今後、本手引きを充実したものにしていくなため、ご意見等がございましたら、些細なことでも構いませんので大使館までご連絡いただけましたら幸いです。